

# 葛城山東麓兄川筋の水論と「兄川筋水利絵図」

A Case of Lawsuit with Water Rights for Irrigation in the Foot  
of Katsuragi Mountain and an Analysis of “Anigawasuji suiri ezu”

土平 博\*

Hiroshi Tsuchihira

## I. はじめに

### 1 問題の所在

番水は中世もしくはそれ以前から近世を通して行われ、地域によっては近年までそれを継承してきた灌漑用水の時間的分配方法で、河川または溜池から田地への引水時に実施される<sup>1)</sup>。その方法は、一円領有の支配地域では整然としているが、中世に起源をもつ制度や諸藩領等が錯雑する地域では複雑である。番水のような水利慣行は乏水地域において用水調整の限界のなかで作り上げられたシステムであり、地域全体のなかで用水不足になると用水をめぐる争論、つまり水論が発生した。

葛城山を含む金剛山地東麓においては、本研究の対象地域である兄川筋（新庄町と御所市の境界付近）のほか、御所市楢原<sup>2)</sup>、新庄町寺口<sup>3)</sup>で吉野川分水整備時まで番水制が継承されてきたと報告されている。また、奈良盆地東部では、奈良市鹿野園<sup>4)</sup>、桜井市箸中・巻野内<sup>5)</sup>でも配水をめぐる水利慣行が継承されてきたとの報告がある。

葛城山東麓兄川筋の番水制については、野崎<sup>6)</sup>が用水の分配を詳細に調査し、水郷が山郷ならびに墓郷という社会集団と重層的に重なっていることを解明した。また、水利絵図を読むという立場から、六條<sup>7)</sup>は奈良県立奈良図書館蔵の「大和国忍海郡笛吹村高松家文書」から兄川筋の絵図を挙げ、そこに表現された多様な情報を分析し、忍海地域における水郷と近世村の空間構成について検討した。水郷という単位がこの地域の重要な結合要素であったと指摘した結論は両者共通しており、このことは本研究を進めるにあたり留意しておきたい。

しかしながら、同地域において、文書史料との関わりから絵図の分析を試み、その内容を明らかにした研究はみられない。

### 2 目的と方法

---

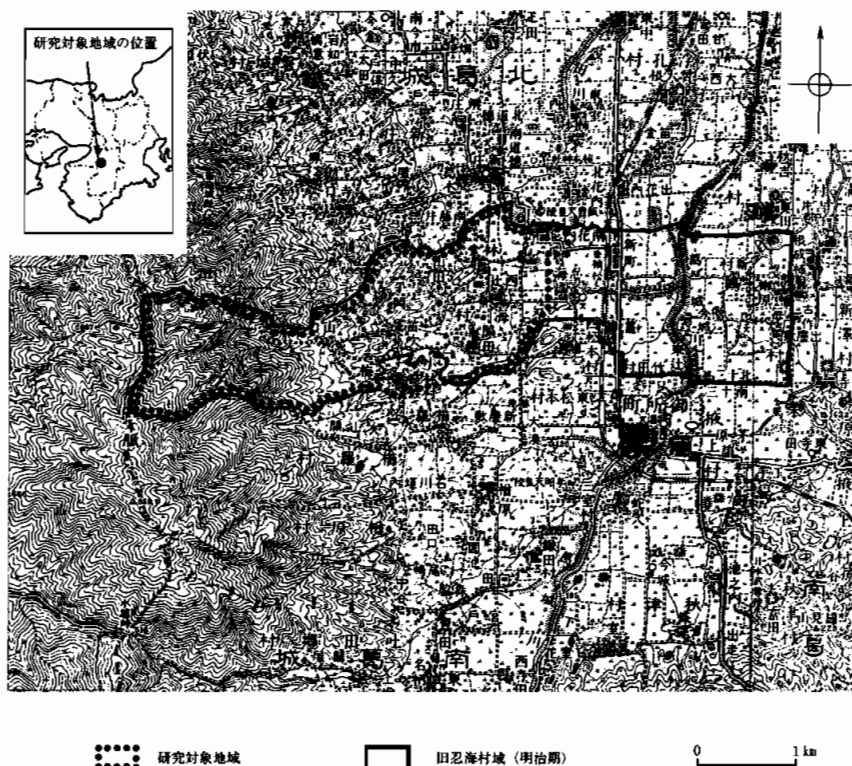
平成14年10月8日原稿受理 文学部

本稿の研究対象地域である兄川筋では水論に関わる文書史料が比較的多く書き残されている。それゆえ、このことは争論の発生回数の多さを暗示しているといえよう。また、このような水論に関する文書史料のみならず、論所を示す絵図が多く作成された可能性も高い。本研究で取り扱う「兄川筋水利絵図」は兄川筋の村々へ配水する水路を描いた図であるが、多かれ少なかれ争論に関係する絵図ではないかと考えられる。

本稿の目的は、「兄川筋水利絵図」と文書史料の関連性を検討し、同絵図の描写内容ならびに享保期の水論について明らかにすることを目的とする。その方法として、まず、既往の研究から兄川流域の番水制について整理把握することからはじめる。次に、この番水制との関わりから「兄川筋水利絵図」の描写内容を検討していく。さらに、享保期の文書史料に基づいて水論の内容を検討し、その水論と「兄川筋水利絵図」の関連性を明らかにしていく。

### 3 研究対象地域の概観

葛城山東麓はいくつかの扇状地がみられ、奈良盆地に向かって流れるいくつかの短小河川は流域の耕作にとって重要な用水源となっている。兄川もその一つで、忍海地域の扇状地の中央を流れる。忍海地域とは現在の奈良県北葛城郡新庄町南部および御所市の一部をさし、その名は旧来郡名にも使用された。明治22（1889）年の町村制施行に伴い、忍海郡は1郡1村の形態



第1図 研究対象地域

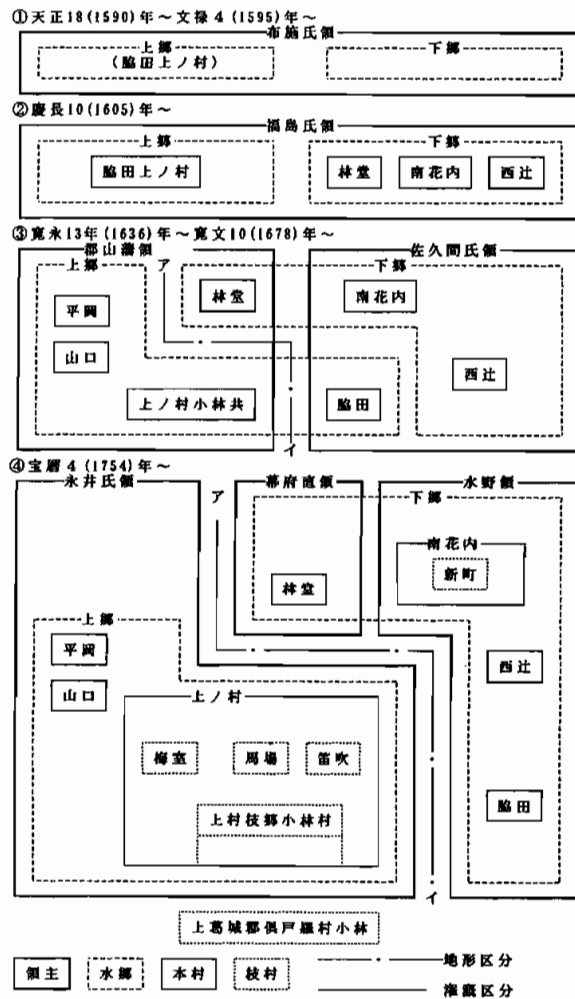
注) ベースマップは大日本帝国陸地測量部 明治41年測図5万分の1「吉野山」・「五條」である。

をもって忍海村となった。かつて忍海地域に属していた小林村は明治13（1880）年に忍海村域外となり葛上郡に属していた。明治30（1897）年の郡制実施に伴って葛上・忍海両郡は合併し、南葛城郡に編入され、郡名は消滅した（第1図）。

兄川流域の水田は浸透率が高く、そのため灌漑には多くの困難が伴っていたと考えられ、特異な番水制が早くから成立していた。兄川の井手によって導水される水系は、もど川（元水）と総称される。この地域はこの兄川水系を利用する水郷10ヵ村、葛城山を利用する山郷12ヵ村、笛吹神社を紐帯とする宮郷17ヵ村、極楽寺墓の墓郷13ヵ村が重層的にみられる。水の問題は最重要でありこれらの集団で最も基礎をなしていたのは水郷であったと考えられている<sup>8)</sup>。

六條<sup>9)</sup>は、①水郷としての上郷・下郷→②村切による行政村としての近世村→③近世村の領主別のまとまり、つまり形式的地域である近世村の成立過程を示し、近世に至っても水郷という中世以来の郷が実質的地域として

存在していたことを示した（第2図）。上郷・下郷の2つの中世的領域が存在した時の領主は布施氏であった。慶長10（1605）年の郷帳では下郷は南花内・西辻、林堂の村名が記載され、村切が上郷に比べて相対的に早く行われていたとしている。このとき上郷・下郷とも領主は福島氏であった。その後、領主の交替がくりかえされた。寛永13（1636）年の郷帳によると、上郷にあたる脇田上ノ村は山口・平岡・脇田・上ノ村小林の各村に村切りされている。さらには、上ノ村は梅室・笛吹・馬場・小林の各村に村切りされて、近世村の単位が確定していった。山口、梅室、馬場、笛吹、平岡、小林の6ヵ村は郡山藩領を経て、延宝7（1679）年以降、永井氏新庄（後の櫛羅）藩領となった。林堂村は郡山藩領と幕府直轄領をくりかえし、明治維新直前には幕府直轄領となった。脇田、西辻、南花内3ヵ村は幕府直轄領を経て、正保4（1647）年以後旗本水野領となった。兄川流域には上郷と下郷の



第2図 兄川筋の水郷と近世村の変遷

注) 前掲7の六條論文315頁図1を引用し、一部加筆した。

単位がはやくから存在し、近世以降、それぞれの村切りによって村域が確定していった。そして、同流域は全体として領主を異にした村落が錯雑するという地域性を帯びていき、これが用水をめぐる争論を一層複雑にさせる要因ともなった。

## Ⅱ. 兄川筋の番水制

### 1 水利集団の成立

兄川（もと川・元川）の番水による水利慣行にふれておきたい。兄川の水を引水し番水を行っている村は、上流部から山口、梅室、小林、平岡、笛吹、馬場、脇田の上郷7カ村、西辻、林堂、南花内の下郷3カ村、合計10カ村である。これらの村落への配水は井手によって行われる。このように兄川に灌漑を依存している地域を本稿では兄川筋とする。上郷7カ村は月20日間の引水権をもつ20日水の単位であり、下郷3カ村は月10日間の引水権をもつ10日水の単位である。

この2つの単位の結合による水利集団が成立したのは天正期とされている。天正18（1590）年夏、忍海地域一帯の旱魃による水不足から、その解決策として同じ布施氏領であった上郷・下郷の水利を一本化した。20日水と10日水の単位による分水はこのときからはじまり、慣行化していった。上郷の水利集団は下郷に比べて早期に成立しており、このような成立年代が異なる単位の結合によって水利集団が形成された例は少ない<sup>10)</sup>、という。

### 2 用水の分配

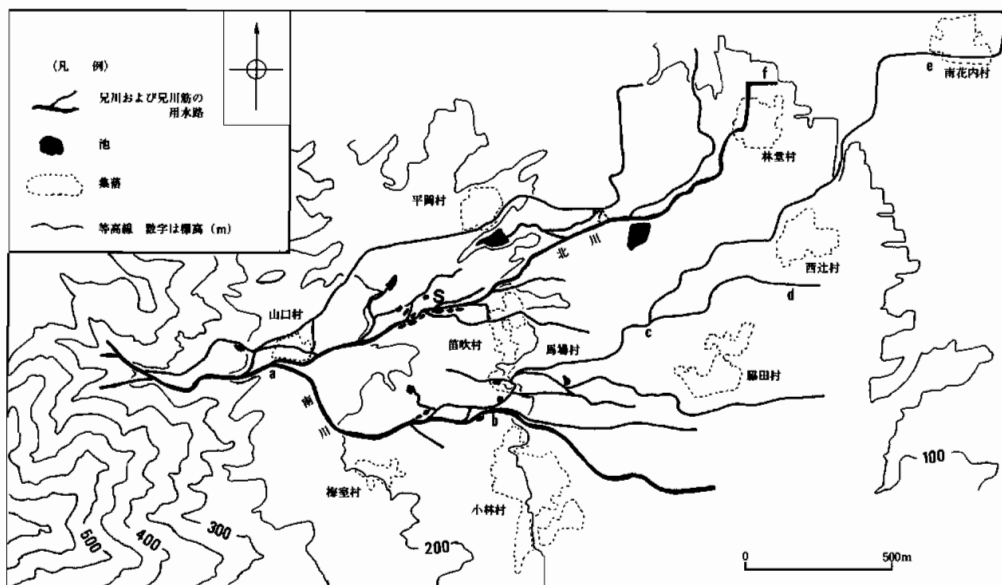
成立当初の具体的な用水の分配を示す史料は今のところ発見されていないが、明和3（1766）年の取替証文（林堂区有文書）には番水制の内容が詳細に記載される。この時点で記載されている20日水および10日水とした番水区分は天正18（1590）年時と変動はない。但し、番水期間は、五月節に始まり八朔に終わっていたものが、五月節に始まり八月中日までに改められている。番水期間は3ヵ月

第1表 兄川筋の番水

半で、その間を20日水と10日水に分け、さらに20日水はアケ6ツからクレ6ツまでの昼水とクレ6ツからアケ6ツまでの夜水に分けて、これらを組み合わせて順番が決められて、この順番にしたがって兄川の水は各村へ配水された（第1表）。15日間

順番	番水	昼水	夜水
1	10日水	南花内、西辻、林堂	南花内、西辻、林堂
2	20日水1番	平岡	山口
3	20日水2番	脇田	山口、梅室
4	10日水	南花内、西辻、林堂	南花内、西辻、林堂
5	20日水3番	脇田、馬場、笛吹、梅室、小林	山口
6	20日水4番	笛吹、脇田	山口
7	10日水	南花内、西辻、林堂	南花内、西辻、林堂
8	20日水5番	小林、馬場	山口、梅室
9	20日水6番	平岡	山口
10	10日水	南花内、西辻、林堂	南花内、西辻、林堂
11	20日水7番	脇田	山口
12	20日水8番	脇田、馬場、笛吹、小林	山口、梅室
13	10日水	南花内、西辻、林堂	南花内、西辻、林堂
14	20日水9番	馬場	山口
15	20日水10番	<前半>平岡 <後半>脇田、馬場、笛吹、小林	山口

注)前掲6の野崎論文183頁第2表から引用。



第3図 「兄川筋水利絵図」による用水路の復原図

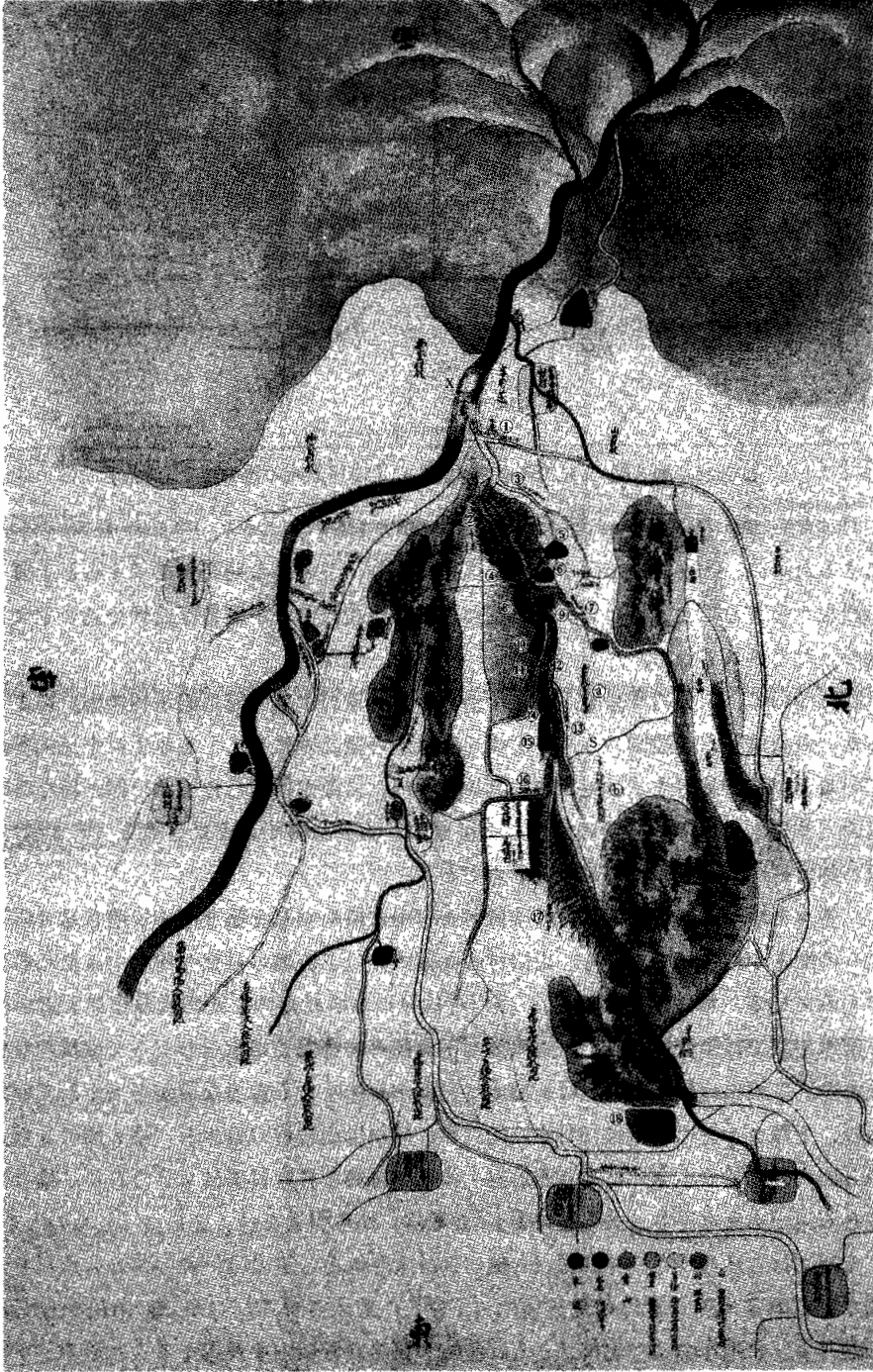
注) 兄川および用水路は「兄川筋水利絵図」に描かれている範囲のみ復原したために、下流部分の復原は不完全である。で一巡するために、3ヶ月半では7巡することになり、この番水期間が終了すると上郷7ヵ村専用の用水へもどることになっていた。概ねこの番水組織および順番は近世を通じて大きな変化がなかったとされている。

用水路について、六条の成果をふまえながら本稿で検討する「兄川筋水利絵図」により復原を行った。六条は2点の絵図のうち、1点を寛永から寛文頃にあて、もう1点を1660年代以降としている。本稿で検討する「兄川筋水利絵図」は、六条が検討した2点の図と異なる時期に描かれたと想定しており、六条の作成した復原図とは少し異なる成果を得た(第3図)。その相違は、林堂村へ至る水路の有無という点である。

さて、番水を示した第1表と各村の位置および用水路を示した第3図を対照させてみると、各村内への配水が概ね理解できる。山口村の集落内には下流域の村落へ配水するための分水石が設けられている(第3図、a地点)。山口村は兄川筋の村落のなかで水源に最も近い位置にあり、配水の点では優位にあった。上流部と下流部の村落間で用水をめぐる直接的な利害関係が生じる。この山口村の分水石は下流域への配水調節を行う重要な役割を果たしていた。

例えば、下郷3ヵ村の番水は10日水にあたり、用水は山口村の分水石(第3図のa地点、以下、第3図内の記号を示す)により西辻村・南花内村側と林堂村側に2分される。前者は南川と呼ばれる兄川本流を下り「美の通井手」(b地点)から引水され、さらに「しものとり」(c地点)で西辻村(d側)と南花内村(e側)に分水される。後者は、山口村の分水石で分水した北川と呼ばれる水路を流れ林堂村領内(f側)へ配水される。しかし、南川から引水した「美の通井手」の用水および北川はともに笛吹・馬場両村領内を通過することから、下郷3ヵ村と笛吹・馬場両村の間には用水による直接的な利害関係が生じる。また、同用水は笛吹・馬

場両村領内を通過するばかりでなく、両川とも同領内へ引水が行われているために、争論となる可能性は高かったと考えられる。



第4図 兄川筋水利絵図

### Ⅲ. 「兄川筋水利絵図」と「笛吹・馬場村絵図」

#### 1 「兄川筋水利絵図」

「兄川筋水利絵図」と称される絵図はいくつか残存するが、そのなかで本稿で取り扱う絵図は林堂実行組合が所蔵するもの<sup>11)</sup>である(第4図)。

この絵図は兄川の水源である葛城山中(西)を図の上方とし、山麓・平地部の村々(東)を下方としている。兄川は上方から左下へ描かれ、また、山口村集落の分水石(第4図内のX)によって分水し笛吹・馬場両村を通過して林堂村へ至る用水が右下へと描かれている。同石よりも下流部について前者は南川、後者は北川と記載されている。北川と称する水路は、他の井手よりも水路幅が広く表現され、しかも兄川とともに青色で着色されている点に留意したい。両川に挟まれた範囲には絵や文字による記載事項が多く、これはこの図の特徴といえよう。この範囲は現笛吹地区(旧笛吹・馬場村)に比定できる。ゆえに、この絵図は笛吹・馬場村領内の用水を主題にしていると考えられる。そこで、もう少し詳細な検討により、絵図の特筆すべき点を挙げておきたい。

第1には凡例の記載順である。右から順に、白色は笛吹村馬場村平岡村、丹色は林堂村、薄柿色は梅室村山口村小林村、雌黄色は脇田村西辻村南花内村、青色は山、水色は河池井手、朱色は道とある。各色は領主の区分で、白色は永井播磨守、丹色は遠山半十(重)郎、薄柿色は永井播磨守、雌黄色は水野重兵衛を示す。笛吹・馬場・平岡3ヵ村と山口・梅室・小林3ヵ村は領主を永井播磨守とするが、凡例では白と薄柿色の2色により区別されている。これらのことから、笛吹・馬場・平岡3ヵ村を重点とした製作者側の意図を読みとることができる。

この凡例にしたがって図内には村名が記載されている。この10ヵ村の村名の位置は実際の集落部と一致しており、したがって笛吹・馬場両村の集落部が図の中心に置かれている。

第2に、馬場・笛吹村領が図内で多くの面積を占めていることである。集落部付近には笛吹神社が描かれているほか、下流部では両村「入組領田地」の文字が随所に記載され、他村と比較すると同村内の記載事項が詳しい。

第3には、池の分布と文字の記載方法である。笛吹・馬場両村領内の池には池の名称や字名が記されている。これに対して、同両村領内にある他村の池は村名および「池」と記されているにすぎない。

第4には山口村の分水石より引水した用水、つまり北川に関わる記載事項がきわめて多いことである。上流から下流にかけて、①「平岡井手」の分岐、②「あし原」、③「けやき井手」の分岐、④「庄兵衛池」、⑤「馬場池」、⑥「馬場池」、⑦「平岡井手」、⑧「忠次郎池」、⑨「源介池」、⑩「又右衛門池」、⑪「ふじの井手」、⑫「庄兵衛池」、⑬「下ノ平岡井手」、⑭「六右衛門池」、⑮「笛吹村馬場村両村池」、⑯「字前川」の分岐、⑰「中ノ井手」の分岐、⑱「林堂村池」が描かれている(以上、番号は第4図内の位置を示す)。そのほかには、絵画的に水車(2ヵ所)、山林等が描かれている。また、⑬「下ノ平岡井手」付近には③「平岡村領字尻焼田地」、⑯「字尻焼平岡村領田地」と注記が付けられている。このような田地に関する注記は

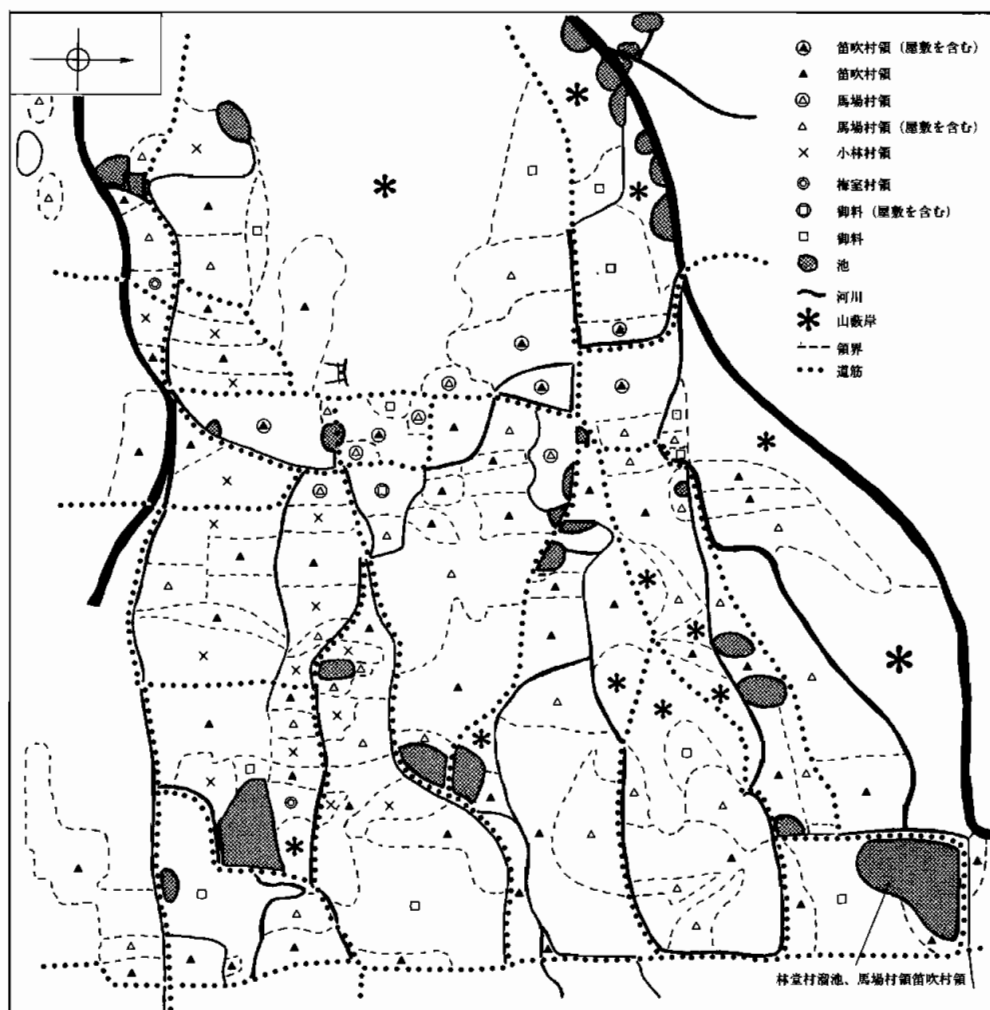
他の部分にはみられない。このことについては、文書史料と関連づけて後述したい。

第5に、絵図の描写年代は享保元（1716）年から同5（1720）年と考えられる点である。その根拠は、林堂村の領主「遠山半十郎」の記述である。同期間、遠山半十郎は今井代官に就任している。

以上の点からみて、笛吹・馬場両村を中心に描き、同両村領内の用水について記すことを目的とした図であることは明らかである。さらに、北川沿いの絵や文字の記載事項が極めて多いことからみて、北川の論所を指し示した図ではないかと思われる。

## 2 笛吹・馬場村絵図

「兄川筋水絵図」により笛吹村領および馬場村領が錯綜していることについて触れた。領



第5図 笛吹・馬場村の領域

慶応4年写 笛吹・馬場村絵図（奈良県立奈良図書館蔵）をベースに図化



図が錯綜する状況を示した「笛吹・馬場村絵図」（第5図）によって、さらに詳しくみておきたい。この絵図は慶応4年写のものであるが、近世の入組を伺い知り得るための重要な図と考えてよい。

本図では、「兄川筋水利絵図」に記載されていた北川を北元川とし、南川を南元川としている。両川に挟まれた地域に馬場・笛吹両村領が分布する。集落部は鳥居が記される笛吹神社東部とその北側に位置する。これは「兄川筋水利絵図」で示された集落の位置と一致する。

絵図の凡例は、右から池川、笛吹村領、馬場村領、山・藪・岸、御料、道筋とした笛吹・馬場両村に関わる項目と小林村領および梅室村領とした他領の項目が挙げられる。この凡例にしたがうと、1つの集落内で馬場・笛吹両村の家々が混在しているほか、耕地もモザイク状であることが理解できる。また、南元川に沿って小林村領の入組が多くみられ、隣村の領地が錯綜していることもこの地域の特徴である。なお、第5図では凡例を便宜的に細区分している。

北元川の下流部、両村内の北東角には池が描かれ「林堂村溜池馬場村領笛吹村領」と文字が記載される。「兄川筋水利絵図」に描かれた「林堂村池」（第4図、18）がこれに相当する。この池は馬場・笛吹両村領内にありながら林堂村所有の溜池である。

#### Ⅳ. 享保3年の水論

近世には兄川筋の村落間で用水争論が度々発生した。この争論の解決には訴訟・裁許の手続きを経た。しかし、兄川筋では領主を異にする村落が錯綜しているために、争論の調整にあたっては複雑な過程を経ることにもなった。

上郷に属する小林村に関わる水論を示した奈良本辰也の研究<sup>12)</sup>によると、承応3（1654）年および享保9（1724）年の南花内・西辻両村との争論、元文5（1740）年および寛保元（1741）年の脇田村との争論、寛政6（1794）年の脇田村との争論、文化3（1806）年の山口村との争論、文政6（1823）年の山口・梅室両村との争論などが報告されており、その件数はかなり多い。

前述の20日水夜水は山口・梅室両村の専用であったが、両村は番水時間において競合関係にあった。野崎の報告<sup>13)</sup>によると、明和3（1766）年の「水論御証文之事」（林堂区有文書）では月14夜は山口村、月6夜は梅室村の配分であったが、文化3（1806）年の分水をめぐる水論発生後、梅室村の月6夜の権利さえも山口村と折半することとなり、山口村が優位に立ったとしている。

##### 1 笛吹・馬場両村と林堂村の争論

このように兄川筋10ヵ村では、番水をめぐって水論が度々発生していた。享保3年夏にも下郷3ヵ村のうちの林堂村が上郷にあたる笛吹・馬場・平岡3ヵ村に対して訴訟を起こしている。前述のように林堂村領内への用水は山口村の分水石により引水され笛吹村・馬場村領内を通過する。上流の笛吹・馬場両村と下流の林堂村の間では用水による利害は深刻な問題であった。

そこで、享保3年夏に発生した争論について文書史料に基づいて考察を深めてみよう。

史料1<sup>14)</sup>

和州葛城山出水もど川筋用水掛り之村々ハ、上郷山口村、平岡村、梅室村、小林村、笛吹、馬場村、脇田村右七ヶ村と下郷西辻村、花内村、林堂村此三ヶ村以上拾ヶ村用水ニ而、上郷江一ヶ月ニ廿日昼夜、下郷江十日昼夜ニ相定、則上郷江二日二夜、下郷江一日一夜宛古来より番水ニ取来候、下郷三ヶ村用水ハ山口村ニ水分ケ石在之、三口ニ分ケ、二口ハ西辻村、花内村、一口ハ林堂村用水ニ而御在候、右川筋平岡村、馬場村、笛吹村領内ヨ水下り手懸り御座候ニ付、平生押領我儘之仕業ニ在之候、然処六月十三日林堂村番水之日限ニ而暮ニ及、水番之者川筋罷登り候所、笛吹村庄屋庄兵衛下人用水ヲ盗取候ニ付差留得ハ兼而工之儀と相ミヘ葭原之内ニ人数大勢忍居候得者、其儘罷出理不尽ニ林堂村水番之者ヲ散々打擲仕、行歩も不叶躰ニ仕候故不届ニ奉存候、早速笛吹村庄兵衛方ヘ預ケ如何様之子細ニ付ケ様ニ成強法狼藉之仕業為致候哉と相談候得ハ重々誤入候逆而挨拶人ヲ以相詫候ニ付、然上者古来之通重而用水少も相妨申間敷旨誤手形仕候様ニと申候得ハ、一旦ハ相もれ候と申候得共、菟角用水相妨可申所存と相ミヘ、古来より之証文之通仕間敷旨我儘申、剩御領平岡村迄内証示合一同馴合、同廿九日林堂村江下り申番水平岡村田地江黒堰入候ニ付、水番之者指留候得ハ入来候水なそと以之外成押領申出居候所、馬場村治郎四郎と申者罷出改方人林堂村水番之者又候打擲可仕様ニ氣有相ミヘ候ニ付逃帰、馬場村庄屋江断申遣シ候得ハ無調法仕候由返事申越候、右之場所ハ平岡村右領内馬場村、笛吹村より田地作仕就中笛吹村庄兵衛所持之田地御座候ニ付、右之工ヲ以御同領三ヶ村一身仕、色々と親(新)規之邪相工、如此林堂村用水相妨水一切下シ不申候ニ付、御田地及早損候ニ付、何共迷惑ニ奉存場所絵図記、乍恐御訴訟申上候御事

右之通毛頭相違不申上候、林堂村高四百六石五斗之御田地用水、此番水より外ニ水掛り少も無御座、殊川末ニ罷有、川上ニ而ケ様ニ大切成用水我儘押領被致而ハ立毛相生立不申、田地荒芝ニ罷成申義ニ御座候間、御慈悲之上被為聞召上、相手三ヶ村并治郎四郎共ニ被為召出、御詮議之上林堂村用水相妨不申様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

享保三年戊七月七月

林堂村庄屋	治右衛門	判
年寄	勘兵衛	判
百姓惣代	清兵衛	判
同断	源太郎	判

御奉行様

上記の史料1によると、もど川筋の引水権をもつ村は、上郷とされた山口村、平岡村、梅室村、小林村、笛吹村、馬場村、脇田村の7ヶ村に、下郷とされた西辻村、花内村、林堂村の3ヶ村を加えた合計10ヶ村であり、引水の日数配分は上郷各村へ1ヵ月20日昼夜(2日2夜)、下郷各村へ1ヵ月10日昼夜(1日1夜)に取り決めている、と示している。下郷3ヶ村への配水方法は、山口村内に置かれた3口の水分石によって行われ、2口分の水は西辻・花内(南花

内) 両村へ、1口分の水は林堂村へ配水された。この水分石は、「兄川筋水利絵図」にも描かれている。

さて、訴訟の発端は、林堂村の番水日である6月13日夕刻の出来事である。北川の用水は林堂村へ至るまでに笛吹・馬場両村領内を通過するが、そこで日頃から水が横取りされているという。この日、林堂村水番の者がこの川筋（水路）を遡っていくと、笛吹村庄屋庄兵衛の下人が用水を盗み取るとしていたので、この行為を止めようとする、葭原に潜んでいた大勢の者が出てきた、とする。そのうえ、林堂村水番の者は殴られて歩くこともできないほどの状態になったうえに、その届け出もなかった、と主張する。そこで、林堂村側は笛吹村側に対して狼藉の理由を問うたが、笛吹村側は古来の通りにして林堂村の用水を妨げて（盗み取って）いないという返答をしてきた、としている。加えて、林堂村側は、笛吹村側が古来の証文にしたがっているという返答に加えて、平岡村とも内証におよんだ、とする。

同29日、この場所よりも林堂村側（下流）にあたる黒堰から平岡村の田地へ水が引水されていたことに対して、林堂村水番の者が差し止めようとした。林堂村側はこの行為を、これは押領（盗水）にあたる、と主張している。そしてこの時、馬場村の治郎四郎という者が出てきて、林堂村水番の者がまたもや殴られそうになったために同人は逃げ帰った、と記す。この場所は平岡村内であるが馬場村と笛吹村による出作がおこなわれていて、とりわけ笛吹村庄兵衛の所有している田地であった。林堂村側は、笛吹・馬場村側が笛吹・馬場・平岡3カ村を同一であるとみなしていることに対して異議を申し立てている。「兄川筋水利絵図」に関して、前述の「平岡村領字尻焼田地」、「字尻焼平岡村領田地」という記載事項は、まさにこの点と一致している。なお、「字尻焼」という地名については後述する。平岡・笛吹・馬場の3カ村の領主は永井氏であり、領主を異にする林堂村と大きな確執があったものと考えられる。そこで、林堂村側は、色々と引水の邪魔をされ田地が被害を受けていることから、その被害を受けた場所を絵図に記して訴訟する、としている。

この文書史料は写状であるが、裏書には「表書之通日安上候返答書来月六日公事日急度可罷出候、(中略)、戊七月十一日 安房」とあり、林堂村からの訴状が奉行所によって受理されている。

林堂村域の400石余に相当する田地への引水は、兄川筋に依存するほかなかった。しかも、同村は同川筋の最下流に位置することから、兄川の水量が少ない年には用水不足という深刻な問題を招くことになった。

この林堂村の訴状を受けて、8月6日に奉行から返答があったと考えられる。そして、笛吹、馬場、平岡村側は裁決に対して返答状を奉行に出している。その写状は以下の通りである。

#### 史料 2<sup>15)</sup>

- 一 和州葛城山より出水本川用水之儀=付、今度林堂村より私共分水相妨候様=不実之御訴訟申上御裏判頂戴奉驚候、尤分水日割之儀ハ林堂村より申上候通七ヶ村、三ヶ村昼夜廿日十日之分水=無紛、往古より互=相守り申分無御座候、然処此度林堂村新規企之趣ハ字尻焼と申

所笛吹村、馬場村に所持仕候小池御座候、則此溜メ池字葭原谷より之出水を溜メ置、馬場村、笛吹村番水不掛田地江第一ニ用申候、然ニ林堂村番水之節ハ右溜メ池之水盗申ニ付、去ル六月十三日之夜庄兵衛下人老人見廻ニ参候処、林堂村佐助と申もの大脇指を帯シ仕込杖を突罷参度池水盗申躰相見ヘ候ニ付、声をかけ候ヘハ大勢追かけ来候故逃帰り候、尤兼ニ相工候儀ニ御座候哉、以之外成拵事仕、却ニ庄兵衛方江ねち込理不尽を申掛ケ、剩遠山半重郎様江段々と偽り申上及出入候御事

一 遠山半十郎様より笛吹村庄屋、年寄ニ林堂村被召出、段々御詮儀被遊候ヘ共、用水之儀古来より之定法私共少も背不申候段被聞召分、則林堂村庄屋、年寄手錠被仰付、其他繩御掛ケ被遊候者も有之、漸々右出入相済申候御事

一 林堂村此度相工候出入ハ、馬場村、平岡村用水、笛吹村領葭原谷之出水を往古より取来り田地相続仕候、此溝筋を林堂村分水下り申ニ付、則林堂村番水之節水わけ石より式百六十六間下ニニ笛吹、馬場、平岡、林堂右四ヶ村小わけ仕互ニ何之申分も無之候、依之林堂村工候儀共御代官様御吟味ニニ相顕非分ニ被仰付候処、邪心ニ存候哉、又候林堂村件之公事工仕以之外無諸形も偽り言上仕迷惑至極ニ奉存候、右之趣毛頭相違不申上候、遠山半十郎様右用水之次第笛吹村より一札迄御取置被成候間、乍恐此段も被為聞召上御吟味為成下候様ニ奉願候、

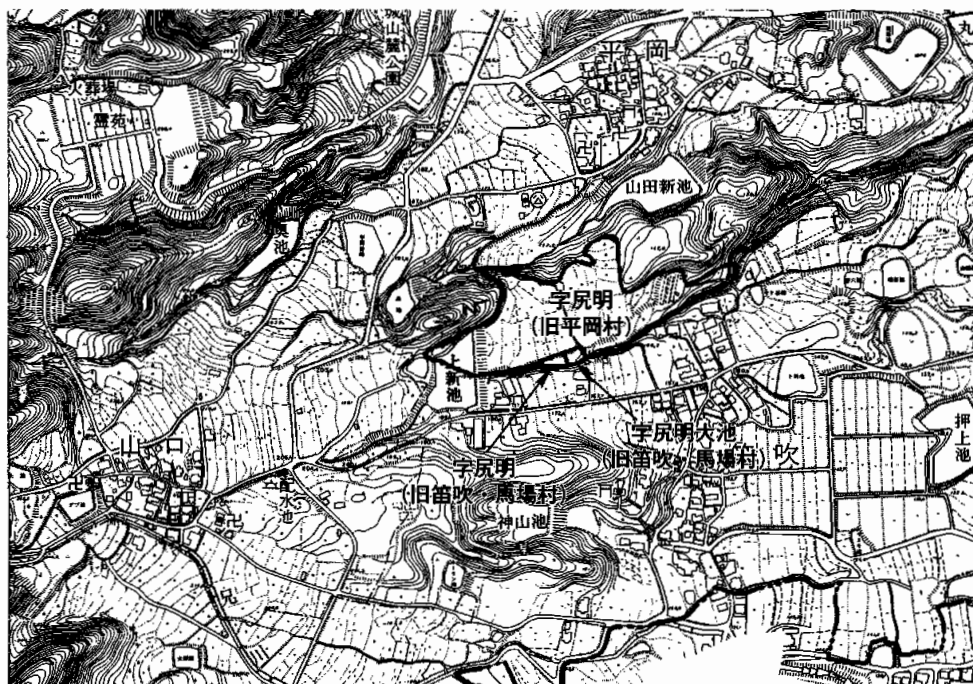
右之通日割分水少も妨申儀全御座候、然処林堂村高四百石余亡所仕候杯と申掠候段、重々横道ニニ御座候、則字北浦谷、嶋之北谷、菖蒲谷之出水并くさ木之出水其他四拾間四方之溜池旁林堂村江落込候故用水沢山ニ付、溜メ池之内老つ先年埋潰シ被申候、畢竟右手錠目ニ及候義遺根（恨）ニ存候哉、葭原谷之出水押領可仕と相工候間、乍恐被為聞召分、御慈悲ニ御吟味之上先規之通被為仰付被下候者難有可奉存候、則繪國奉指上候、已上

享保三年戊八月六日

笛吹村庄屋	庄兵衛
年寄	二郎兵衛
平岡村庄屋	甚兵衛
年寄	六兵衛
馬場村庄屋	又右衛門
年寄	忠次郎

御奉行様

笛吹・馬場両村は、林堂村側が提示した番水による分水方法については相違なく、従来から互いにこの分水方法を守ってきたことを示している。訴状（史料1）では、争論の場所が具体的に示されておらず、その争論が「葭原」付近で発生したことの理解にとどまっていた。しかし、ここでは水論となっている場所が、「字尻焼」であることを明示している。現在、「尻焼」という小字名はみられないが、「尻明」がこれに相当するものと考えられる。そこには笛吹・



第6図 享保3年の論所

注) ベースマップは昭和48年測量「新庄町全図」1:10,000である。

馬場両村が所有している池があり、この池に葭原谷からの出水を溜めておき、番水に掛からない田地へ引水するようにしている、と笛吹・馬場村側は主張している。その池は第4図の⑬「笛吹・馬場村両村池」に相当するものと考えられる。現在、「尻明大池」という字名が笛吹地区と平岡地区の境界部分にある(第6図)。第4図では同池は北川の南側に描かれているのに対して、字「尻明大池」は同川の北側にあたる。両者間の位置が多少ずれているものの、この池に関する問題を記していることにはまちがいはないであろう。

6月13日の一件は、林堂村佐助がこの池の水を盗もうとしていたので、笛吹・馬場両村側の者が声をかけたところ、逃げ帰ってしまった、としている。さらに、このことについて笛吹村庄屋兵衛へねじ込んできて理不尽なことを言うばかりか、領主の遠山半十(重)郎へ偽って申し出ている、としている。このことに対して、林堂村の領主遠山半十(重)郎は笛吹村側の者と林堂村側の者を呼び寄せて詮議をし、結局古来の慣行にしたがっていた笛吹・馬場両村側の言い分を認めている。

また、北川の分水について、詳細な記述がみられる。林堂村の番水時には山口村の水分(分水)石から下流266間の位置で、笛吹、馬場、平岡、林堂4カ村に分水していて、これには全く問題がなかった。ところが、代官が吟味した時にも林堂村側は偽って申し述べた。笛吹・馬場両村は、このことについても遠山半十(重)郎へ吟味を願った。この水分石からの距離266間は約97mに相当し、現在の「字尻明」の位置に比定できる。

最後に、このような水論が発生した理由として、笛吹・馬場両村側は以下のように記している。北浦谷、嶋之北谷、菖蒲谷の出水とくさ木出水、ほかに林堂村へ入る40間四方の溜池があり、林堂村への用水が多いのでそのうち1つを先年埋めた。このことが遺恨となっているのではないか。

結局、笛吹・馬場両村側の主張が受け入れられて、同両村側はこの時の状況を描いた絵図を差し出している。その絵図には北川の分水等に関する事項が詳細に記載されているにちがいない。このように仮定するのならば、Ⅲ-Iで詳述した「兄川筋水利絵図」は、ここで記される絵図の可能性が高い。但し、この絵図に裏書等がないことや、正図となるべき図は遠山半十(重)郎へ差し出されていることを仮定すると、これが副図にあたるものではなかったか。

以上のような3カ村の庄屋および年寄の連記による返答状だけでなく、馬場村一村単独による返答状が奉行に出されている。

史料3<sup>16)</sup>

一 遠山半十郎様御代官所同国同郡林堂村より訴状書上ケ申候=付、御裏判謹<sub>而</sub>頂戴仕候、右馬場村之儀ハ和州葛城山出水本川用水一ヶ月=十日昼夜、林堂村江古来之通番水相下シ申所、三ヶ村一身仕相妨申杯と以之外之偽り申上候之儀不届之申方=奉存候、馬場村之者共番水少も相妨申儀毛頭無御座候御事

一 当六月廿九日林堂村、平岡村之者共水喧嘩仕居申所江馬場村次郎司郎と申者行掛り申候、右両村共隣在之儀殊=朝暮出逢候者共=御座候得者笑止=奉存、先両方共相沈メ申候、右喧嘩之挨拶=入候迄=御座候、子細之儀者毛頭不存候、乍恐被為聞召上右次郎司郎掛職仕候独身之百性(姓)=<sub>而</sub>御座候、御慈悲を以御暇被為下候ハ者生々世々難有可奉存候、以上

享保三年戊八月

馬場村庄屋 又右衛門

同村年寄 忠次郎

同村 次郎四郎

御奉行様

6月13日の一件について、林堂村側の虚偽であって馬場村側は分水を妨げていないことを示している。また同月29日の件について、林堂村の者と平岡村の者とが引水をめぐって喧嘩をしていたところ、馬場村次郎四郎がその喧嘩を止めさせようとした。このことは、史料1にみられる林堂村の一方的な記述とは異なり、馬場村次郎四郎は平岡村の者と林堂村の者との間にたつて喧嘩の仲裁をしようとしたことが伺い知り得る。

## 2 隣村による仲裁と訴訟の発端

6月13日の一件で、同月には笛吹村側から今井役所宛に証文が提出されている。

史料4<sup>17)</sup>

指上ケ申証文之事

一 山口村より下り候分水之内、北川筋番水一ヶ月之内廿日廿夜明六ツ時より明ル六ツ時限馬場、笛吹、山口、脇田、梅室、平岡、小林村江用水ニ曳取、十日十夜明六ツ時より明ル朝六ツ時限林堂村用水ニ下り申候、然所去ル十三日之夜笛吹村庄兵衛下男庄助と林堂村左助と右番水之儀ニ付口論仕及双（争）論ニ申処、梅室村三右衛門、山口村久兵衛兩人取暖ニ罷出、古来之通番水林堂村江下シ可申証文致相済シ可申段被申候ニ付、勿論唯今迄番水無滞ク下シ申儀ニ御座候得共、口論故争論ニも及申儀氣之毒ニ存候間、証文印形可仕旨暖人江申候、則暖証文之下書暖人より此度写指上ケ候通ニ御座候、尤此証文之外色々林堂村より好在之由ニ候得共、右番水之儀笛吹村斗之構ニ無之、外ニ構之村々在之候得ハ重ニ之例ニも罷成ル文言書入申儀不罷成候、然ル上ハ向後ニ右番水古来之通十日十夜分割限無相違、林堂村御田地用水無滞り下シ可申候、右之通今日御招呼御吟味之上証文差上ケ申候、以上

享保三年戌六月

笛吹村庄屋

庄兵衛 判

同村年寄

次郎兵衛 判

今井

御役所

6月13日の一件は林堂村の領主、つまり今井代官所遠山半十（重）郎に宛てて笛吹村から報告されている。そして、梅室村三右衛門と山口村久兵衛が立ち会いのもとで古来の番水にしたがって林堂村へ分水をするように証文を記した。但し、これまで分水を妨げたことはない旨を注記している。とにかく今後も林堂村への分水をこれまで通り行うことを約束している。

これに関連して梅室村側からも今井代官所へ証文が出されている。

史料 5<sup>18)</sup>

指上ケ申証文之事

一 此度林堂村、笛吹村番水之儀ニ付及水論ニ候間、拙者共内証ニ取扱申候者、菟角古来之通十日十夜割限無相違用水林堂村江洩取候得者相済義ニ存、其段暖証文相認、笛吹村より林堂村江遣シ相済申度段々取扱候得共、右証文之内何角と林堂村より好有之候ニ付、又其段笛吹村へ申聞候得共、右水番（番水カ）之儀ニ不限、笛吹外構之村有之候得者、後証ニ可成文言書入申儀不罷成候、此儘之文言ニ候ハ、致可申旨申之候、林堂村不得心ニ付相済不申候、則暖証文之案文與ニ書付差上ケ申候、以上

享保三年戌六月

梅室村

三右衛門 印

山口村

今井  
御役所

この文書史料から、6月13日の一件で梅室村三右衛門と山口村久兵衛が林堂村と笛吹村の間で仲立ちをしたが、結局林堂村は得心せず物別れに終わり、証文の案文にこのことを書き付けて提出したとしている。6月13日の事件から林堂村が7月7日に訴状を差し出すまでの約1ヵ月の間に、隣村による仲立ちの動きがこの文書史料によって把握でき、同時に訴訟の発端を理解することができる。

## V. おわりに

以上から、検討の結果をまとめておきたい。兄川筋10ヵ村の番水制という複雑な用水配分による水利構造をなしていた。水不足によって番水制の秩序が乱れるとたちまち水論が発生し、この解決にあたっては、まず隣村の仲裁による内済の努力もみられた。しかし、ここで解決をみない場合には訴訟・裁決の手続きが行われた。一方、村落単位で領主が異なるために、その解決に至るまでに領主の介在がみられた。また、解決のための基準は古来の水利慣行であった。ここに古来の水利慣行を重んじる姿勢が認められる。争論は上郷や下郷という村落のグループに関わらず、村落間の利害関係により発生していた。

「兄川筋水利絵図」の描写内容による検討の結果、同図は上郷に属する笛吹・馬場両村領内の用水を描いた図であることが明らかとなった。同時に、林堂村へ至る用水の関連事項からみて、この用水を主題にした図であることも理解できた。また、林堂村の領主名から判断して享保年間の描写内容であることも明らかとなった。享保3年夏に笛吹・馬場両村と林堂村の間に発生した争論を記す数点の文書史料から具体的な場所等の内容を検討していくと、「兄川筋水利絵図」に記載される絵や文字の内容と概ね一致した。よって、「兄川筋水利絵図」が享保3年の水論に関わって論所を指した図であった可能性は高い。また、これに酷似した図が笛吹区有文書にも存在する。本稿では、保存状態の良い林堂実行組合蔵の絵図を分析したが、今後、両図を詳細に比較検討することも必要である。

文書史料および絵図の残存状況から判断すると、享保3年の水論と絵図の関係は次のように考えられる。林堂村が笛吹・馬場・平岡3ヵ村を相手にした訴訟での主張は、認められなかった。むしろ、笛吹・馬場・平岡3ヵ村側が古来の引水方法を遵守してきたという主張が認められた。裁決直後、笛吹・馬場村側は古来の引水・分水方法を遵守する旨を返答状に記し、論所を記した絵図を添付している。この時に添付された図が正図にあたりで、その控えとなる副図が作成されたのではないかと考えられる。副図うちの1点は笛吹・馬場村側に保存され現在の笛吹区有文書に、もう1点は林堂村側に保存され現在の林堂実行組合に、それぞれ受け継がれたのであろう。返答状に名を連ねる笛吹・馬場・平岡村の各村に副図が1点ずつ保存されてい



た可能性もある。このように仮定すると、笛吹村と合村する前の馬場村および平岡村にも同様の図が保存管理されていたことも考えられる。

なお、六条の研究で示される慶応4年の災害図は、林堂実行組合および笛吹区有文書の両図と構図の上で酷似している。この災害図と称する図は奈良県立奈良図書館蔵の「大和国忍海郡笛吹村高松家文書」の一部である。この図は笛吹区有文書の図を転写することによって作成された可能性が高いことを付け加えておきたい。

### 〔付記〕

本研究は平成13年度奈良大学総合研究所研究助成を受けた成果である。なお、本稿の作成にあたり、新庄町歴史民俗資料館学芸員の田中慶治氏には御教示を賜るとともに、同館の方々には資料閲覧などに際して便宜を図っていただいた。末筆ながら謝意を表したい。

なお、この成果は平成14年11月人文地理学会大会（於：お茶の水大学）で報告する。

### 〔注〕

- 1) 『日本歴史地理用語辞典』（藤岡謙二郎・山崎勤哉・足利健亮編）柏書房、1981、456-457頁。
- 2) 堀内義隆「奈良県大正村檜原における水利慣行と農村構造」地理学評論29-6、1956。
- 3) 野崎清孝「金剛山地東麓の用水分配組織－奈良県新庄町寺口の時水について」奈良大学紀要第10号、1981。
- 4) 堀内義隆「奈良盆地に於ける水利慣行と村落構造－奈良市鹿野園の場合－」人文地理6-6、1955。
- 5) 野崎清孝「大和国穴師郷と巻向川筋の水利構造」歴史地理学会会報89号、1977。
- 6) 野崎清孝「水利集団の形成と水利構造－大和国忍海郡もど川筋の場合－」人文地理26-4、1974。  
同論文は「金剛山地東麓もど川筋の水利構造」（『村落社会の地域構造』海青社、1988、171-197頁）に所収。
- 7) 六條香子「絵図にみる大和国忍海郡兄川水系の水郷と近世村」（桑原公德編著『歴史地理学と地籍図』ナカニシヤ出版、1999、307-320頁所収）。
- 8) 前掲6）。
- 9) 前掲7）315頁。
- 10) 前掲6）180頁。
- 11) 新庄町歴史民俗資料館寄託。法量1450mm×920mm。
- 12) 奈良本辰也『未解放村落の社会構造』、1954。
- 13) 前掲6）191頁。
- 14) 改訂新庄町史編集委員会編『改訂新庄町史 史料編』新庄町、199-201頁。
- 15) 前掲14）201-202頁。笛吹区有文書。
- 16) 前掲14）202頁。笛吹区有文書。
- 17) 前掲14）198頁。奈良県立奈良図書館所蔵。
- 18) 前掲14）198頁。奈良県立奈良図書館所蔵。